

注意事項（一般）

この制度は、母子・父子・寡婦の方のための福祉資金です。
婚姻や事実婚等により母子・父子・寡婦家庭でなくなった場合や市外に転出した場合等は、貸付停止となり、場合により一括償還となることもあります。

貸付を申請される場合は、必要に応じて事前に何度か相談者本人に来課していただきます。また、申請の検討段階から収支を含む生活状況をお尋ねさせていただくことがあります。

申請後、審査があり、不承認となる場合があります。
また、貸付が決定した場合でも、貸付金の振込みは貸付の決定から1か月程度になります。

連帯保証人の要件は以下のとおりです。連帯保証人を立てない場合、年1.0%の有利子貸付となります。

保証人の
要件

- ・ 保証能力がある
- ・ 原則65歳未満の人で最終償還日において70歳未満の人
- ・ 同居の親族は不可
- ・ 原則として市内居住者
- ・ 資金の貸付けに関する利害関係者でない
- ・ 保証意思が確実である
- ・ 債務整理中でない

貸付額は必要額を計算し、限度額以内で決定します。

貸付金の償還に滞納が生じたときは、年3%の違約金がかかります。

他の債務について、返済状況の確認をいたします。

相 談 日 令 和 年 月 日

相談者氏名

住 所

ご不明の点は船橋市役所 こども家庭センター 母子・父子自立支援員まで
お問合せください。 047-436-2320